

## 自転車乗車用ヘルメットの着用及び自転車損害賠償保険等の加入の促進について

### ○交通事故防止に向けてのお願い

千葉県では、平成29年4月1日に、「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行されました。自転車は、子どもたちにとって最も身近な交通手段ですが、交通ルールやマナーを守らない危険な走行が社会的に問題となっています。また、自転車利用者が被害者となるだけでなく、加害者となる事故も発生しており、自転車の安全利用が求められているところです。

本条例では、家庭における自転車交通安全教育の推進や、乗車用ヘルメットの着用、自転車損害賠償保険等への加入について、保護者の努力義務が定められています。

本条例の趣旨を御理解の上、以下の資料を参考に、御家庭においても、子どもたちの交通事故防止に向けて御対応いただきますようお願いいたします。

### ○自転車保険等の確認をお願いします

千葉県では、平成29年4月1日に「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行され、関係者にそれぞれの役割が求められることとなりました。特に、保護者は、子どもが自転車を利用する際の損害賠償保険等の加入やヘルメットの着用に努めなければならないとされています。保護者の皆様におかれましては、条例に則り、特に以下の3点について、御対応くださいますようお願いいたします。

- 1 交通安全、交通ルールやマナーなど普段からお子様と話し合うようにしましょう。
- 2 お子様と一緒に自転車の整備点検を行いましょう。
- 3 保険の加入について御家庭で確認し、保険の加入に努めましょう。

### ○自転車の安全利用についてのお願い

千葉県では、歩行者、自転車及び自動車等がともに安全に通行し、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的に、「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が、平成29年4月1日から施行されました。

本校といたしましても、引き続き、自転車の安全で適正な利用を含めた交通安全教育の充実に取り組んでまいります。掲載した資料にあるように、条例では、自転車利用者の自転車保険への加入やヘルメット着用について、保護者の努力義務が定められております。県内でも自転車利用者が加害者となる死亡事故も発生していることから、条例の趣旨を御理解のうえ、お子様が保険によって守られた状態を整えていただきますようお願いいたします。

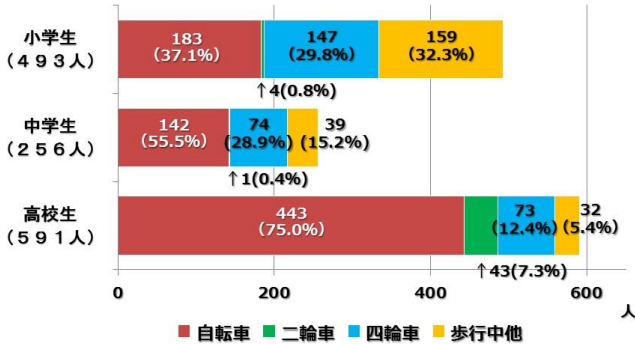
### ○千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例について

千葉県では、平成29年4月1日に標記の条例が施行されました。この条例では、自転車交通安全教育の推進とともに、自転車利用者の自転車保険への加入やヘルメットの着用について、特に児童生徒の場合は、その保護者への努力義務が定められています。

保護者の皆様におかれましては、全国的には高額な賠償事例もあり、保険の加入の有無や内容について確認し、お子様が保険によって守られた状態を整えていただくとともに、(本校では、全国高等学校PTA連合会の賠償責任補償制度に団体加入しており、対人・対物とも賠償保険によって一定の守られた状態を整えておりますが、)以下の資料を参考に、自転車の安全利用について、御家庭でも十分指導していただきますようお願いいたします。

## 児童生徒の交通事故状態別死傷者数

(令和2年1月～令和2年12月 千葉県 千葉県警察本部統計による)



## 交通事故での自転車事故の占める割合は？

- 小学生で 約4割
- 中学生で 約5割5分
- 高校生で 約7割5分です！



(令和2年1月～令和2年12月までの県内交通事故死傷者数における自転車事故での死傷者数の割合 千葉県警察本部統計による)

## 交通事故の被害軽減のため、乗車用ヘルメットを着用しましょう。



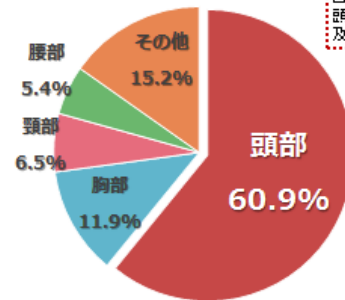
「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」  
(乗車用ヘルメットの着用)  
第14条第3項

保護者は、その保護する児童等\*が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットその他自転車の利用に係る交通事故による被害の軽減を図るための器具を着用させ、又は使用させるよう努めなければならない。

※児童等: 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

## 自転車事故による損傷部位別死者数の割合

(平成31年 全国 警察庁交通局統計による)



平成25年～平成30年の5年間の合計で、自転車事故での死者数2,553人のうち、頭部損傷による死者数は、1,555人に及びます。

○乗車用ヘルメットは、転倒や事故の際に頭部への衝撃を和らげます。  
○ヘルメット非着用者の致死率は、着用者の約2.5倍になります。

**乗車用ヘルメットは被害軽減に有効です！**

(平成31年4月警察庁「自転車関連事故に係る分析」)

## 万が一に備えて、自転車損害賠償保険等に参加しましょう。



「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」  
(自転車損害賠償保険等への加入)  
第15条第1項

自転車利用者(児童等\*である場合にあっては、その保護者)は、自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認するよう努め、加入していないときは、自転車損害賠償保険等への加入に努めなければならない。

※児童等: 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

## 自転車での加害事故例1



男子小学生が、夜間自転車で時速20～30キロで坂道を下っていたところ、歩行中の女性に正面衝突した。女性は頭の骨を折り、意識の戻らない状態となった。

(神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決)